

京都市基本計画審議会規則を公布する。

平成 31 年 3 月 29 日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 109 号

京都市基本計画審議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例第 8 条の規定に基づき、京都市基本計画審議会（以下「審議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第 2 条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は委員の互選により定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、副会長（副会長が 2 人以上あるときは、あらかじめ会長が指名する副会長）がその職務を代理する。
- 5 会長及び副会長（副会長が 2 人以上あるときは、前項の指名に係る副会長）に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(招集及び議事)

第 3 条 審議会は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者が在任しないときの審議会は、市長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第 4 条 審議会の庶務は、総合企画局において行う。

(補則)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(総合企画局市長公室政策企画調整担当)